

守子政第 60 号
令和 2 年 4 月 14 日

保護者 各位

守口市こども部子育て支援政策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
大阪府からの利用自粛の要請について

平素から本市こども施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応にご協力をいただきありがとうございます。

現在、国の緊急事態宣言発令及び守口市緊急事態措置（行動計画）の実施に基づき、令和 2 年 4 月 8 日付けで、家庭で監護が可能な場合は、利用を控えていただくよう要請しているところです。併せて、利用者負担金の特例減免等についても実施する旨を周知いたしました。

この度、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議（令和 2 年 4 月 13 日開催）において、これまでの「外出自粛の要請」と「イベント開催自粛の要請」だけではオーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行うこととされ、放課後児童クラブについては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、適切な感染防止策についての協力及び家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用自粛を呼びかけるよう要請がありました。

つきましては、各ご家庭におかれましては、家庭で監護が可能な場合には、利用を控えていただきますよう重ねてお願いいたします。

また、児童を監護する者がいないなど、真にやむを得ない事情により利用される場合につきましても、感染症防止を図るため、必要最低限の時間のみの利用としていただきますようお願いいたします。

各ご家庭のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

子育て支援政策課

電話 06-6992-1647